

本文

旧	新
<p>第3条（本サービスの内容）</p> <p>当社は契約者に、次の構成要素のいずれか一つ又は複数と、それらを運用するためのオペレーションシステム(以下「三通テレコム OPS」といいます。)とを組み合わせ使用に供するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・略</li> <li>・「契約者 CP」に接続される当社が契約する電気通信事業者の回線（以下「三通テレコム回線」といいます。）</li> <li>・略</li> </ul>	<p>第3条（本サービスの内容）</p> <p>当社は契約者に、次の構成要素のいずれか一つ又は複数と、それらを運用するためのオペレーションシステム(以下「三通テレコム OPS」といいます。)とを組み合わせ使用に供するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・略</li> <li>・「契約者 CP」に接続される当社が契約する電気通信事業者の回線等（以下「三通テレコム回線」といいます。）</li> <li>・略</li> </ul>
<p>第9条（当社が行う本サービスの契約の解除）</p> <p>略</p> <p>2 略</p> <p>3 当社は、契約者が三通テレコム回線を利用する場合において、別紙1第3条に基づき契約者に電話番号を付与した場合であって、契約者が電話番号の付与条件を満たさなくなった場合は、本サービスの契約の一部又は全てを解除します。</p> <p>4 略</p> <p>5 当社が契約する電気通信事業者の休止又は廃止により、本サービスを提供することができなくなった場合は、本サービスの契約を解除することがあります。</p> <p>6 略</p>	<p>第9条（当社が行う本サービスの契約の解除）</p> <p>略</p> <p>2 略</p> <p>3 当社は、契約者が電気通信番号規則別表第1号に定める電気通信番号を利用する場合において、契約者が電話番号の付与条件を満たさなくなった場合は、本サービスの契約の一部又は全てを解除します。</p> <p>4 略</p> <p>5 当社が契約する電気通信事業者の休止、廃止、又は契約条件の変更その他の事由により、本サービスの一部又は全てを提供することができなくなった場合は、本サービスの契約の一部又は全てを解除することがあります。</p> <p>6 略</p>
<p>第11条（利用の中止）</p> <p>当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 略</li> <li>(2) 天災地変、その他の不可抗力により本サービスを提供できない場合</li> <li>(3) 契約者が三通テレコム回線を利用する場合において、別紙1第7条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。</li> </ol>	<p>第11条（利用の中止）</p> <p>当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 略</li> <li>(2) 天災地変、その他の不可抗力により本サービスを提供できない場合</li> <li>(3) 契約者が三通テレコム回線を利用する場合において、別紙1第7条（通信利用の制限）第1項又は第2項の規定により、通信利用を中止</li> </ol>

<p>(4) <u>契約者が三通テレコム回線を利用する場合において、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。</u></p> <p>2 略</p>	<p>するとき。</p> <p>(4) <u>契約者が SMS 機能を利用する場合において、別紙 3 第 9 条（サービス利用の制限）第 1 項の規定により、通信利用を中止するとき。</u></p> <p>2 略</p>
<p>第 16 条（料金の計算方法）</p> <p>料金の計算方法は、別に定める料金表及び以下に定める方法により、当社が計算します。ただし、本サービスの構成要素に応じて別紙に別段の定めがある場合は、当該別紙の定めが優先されるものとします。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>契約者が三通テレコム回線を利用する場合の通話料金について、一つの通話ごとに生じた 1 円未満の端数の処理は行わないものとし、1 ヶ月間の合計額に 1 円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。</u></p> <p>(5) 略</p>	<p>第 16 条（料金の計算方法）</p> <p>料金の計算方法は、別に定める料金表及び以下に定める方法により、当社が計算します。ただし、本サービスの構成要素に応じて別紙に別段の定めがある場合は、当該別紙の定めが優先されるものとします。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>通話料金が発生する場合は、一つの通話ごとに生じた 1 円未満の端数の処理は行わないものとし、1 ヶ月間の合計額に 1 円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。</u></p> <p>(5) 略</p>
	<p>附則（2026年2月17日 STS 編第13号） （実施期日） この改正規定は、2026年2月18日から実施します。</p>

別紙 1 (三通テレコム回線利用)

旧	新						
<p>第 2 条 (契約者設備及び拠点)</p> <p>当社は、<u>契約者に対し三通テレコム回線を提供し、併せて当回線を終端する契約者設備として本文第 3 条第 1 項にいう契約者 CP を、契約者拠点として契約者 CP を収容する当社構内の場所を、貸与するものとします。</u></p>	<p>第 2 条 (回線種別)</p> <p><u>三通テレコム回線には、契約者設備及び契約者拠点の相違により、以下の 2 つの種別があるものとします。</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 339 2128 970"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 339 1323 387">回線種別</th> <th data-bbox="1323 339 2128 387">契約者設備及び拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 387 1323 730">回線 A</td> <td data-bbox="1323 387 2128 730"> <p>当社は、<u>当社が別に定める回線を設置する電気通信事業者 (電気通信事業法第 9 条の規定により登録を受けた者又は同法第 16 条第 1 項の規定により届出をした者をいいます。以下本紙において「回線設置事業者」といいます。) の回線を契約者に対し再販提供し、併せて契約者設備として本文第 3 条第 1 項にいう契約者 CP を、契約者拠点として契約者 CP を収容する当社構内の場所を、貸与するものとします。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 730 1323 970">回線 B</td> <td data-bbox="1323 730 2128 970"> <p>当社は、<u>回線設置事業者の電話転送役務を契約者に対し再販提供し、併せて契約者設備として当該電話転送役務に係る回線設置事業者の設備を、契約者拠点として当該設備を収容する当該回線設置事業者構内の場所を、貸与するものとします。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	回線種別	契約者設備及び拠点	回線 A	<p>当社は、<u>当社が別に定める回線を設置する電気通信事業者 (電気通信事業法第 9 条の規定により登録を受けた者又は同法第 16 条第 1 項の規定により届出をした者をいいます。以下本紙において「回線設置事業者」といいます。) の回線を契約者に対し再販提供し、併せて契約者設備として本文第 3 条第 1 項にいう契約者 CP を、契約者拠点として契約者 CP を収容する当社構内の場所を、貸与するものとします。</u></p>	回線 B	<p>当社は、<u>回線設置事業者の電話転送役務を契約者に対し再販提供し、併せて契約者設備として当該電話転送役務に係る回線設置事業者の設備を、契約者拠点として当該設備を収容する当該回線設置事業者構内の場所を、貸与するものとします。</u></p>
回線種別	契約者設備及び拠点						
回線 A	<p>当社は、<u>当社が別に定める回線を設置する電気通信事業者 (電気通信事業法第 9 条の規定により登録を受けた者又は同法第 16 条第 1 項の規定により届出をした者をいいます。以下本紙において「回線設置事業者」といいます。) の回線を契約者に対し再販提供し、併せて契約者設備として本文第 3 条第 1 項にいう契約者 CP を、契約者拠点として契約者 CP を収容する当社構内の場所を、貸与するものとします。</u></p>						
回線 B	<p>当社は、<u>回線設置事業者の電話転送役務を契約者に対し再販提供し、併せて契約者設備として当該電話転送役務に係る回線設置事業者の設備を、契約者拠点として当該設備を収容する当該回線設置事業者構内の場所を、貸与するものとします。</u></p>						
<p>第 3 条 (番号の付与)</p> <p>略</p> <p>2 当社は、契約者の求めがあったときは、着信課金番号 (電気通信番号規則別表第 2 号に定める番号のうち 0120 又は 0800 で始まる着信課金機能に係る番号で、契約者利用回線の番号に割り当て、その番号に着信する通話の料金を契約者が負担するものをいいます。以下同じとします。) を付与するものとし、<u>その場合の個別の条件について別記に定めるとおりとします。</u></p>	<p>第 3 条 (番号の付与)</p> <p>略</p> <p>2 当社は、契約者の求めがあったときは、着信課金番号 (電気通信番号規則別表第 2 号に定める番号のうち 0120 又は 0800 で始まる着信課金機能に係る番号で、契約者利用回線の番号に割り当て、その番号に着信する通話の料金を契約者が負担するものをいいます。以下同じとします。) を付与するものとします。</p>						
<p>第 5 条 (本サービスにおける取扱い制限)</p> <p>本サービスの取扱いに関しては、<u>電気通信事業者 (事業法第 9 条の規定により登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の規定により届出をした者をい</u></p>	<p>第 5 条 (本サービスにおける取扱い制限)</p> <p>本サービスの取扱いに関しては、<u>回線設置事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。</u></p>						

<p><u>います。以下同じとします。)</u>が定める契約約款等により制限されることがあります。</p>	
<p>第7条（通信利用の制限）</p> <p>当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生のおそれがあるとき、又は当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信、若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。</p>	<p>第7条（通信利用の制限）</p> <p>当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生のおそれがあるとき、又は当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信、若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、本サービスの利用を制限<u>或いは中止</u>する措置をとることがあります。</p> <p><u>2 契約者が、本サービスの提供に関わる電気通信設備に対し、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為、あるいは電気通信設備に過大な負荷を生じる行為があった場合、当社は契約者の通信利用を制限或いは中止することがあります。</u></p> <p><u>3 契約者による前号の行為が確認できた場合契約者に対して損害賠償請求をすることがあります。</u></p>
<p>第9条（通話等の時間の測定）</p> <p>本サービスの通話等の時間の測定は以下の通りとします。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号について、通話が月をまたぐ場合は終了月の通話とします。</p>	<p>第9条（通話等の時間の測定）</p> <p>本サービスの通話等の時間の測定は以下の通りとします。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 当社が契約者に付与した着信課金番号に対し発信された通話の時間は、前号の規定にかかわらず、着信課金電話番号に対し発信された通信に、契約者CPが応答した時点から開始し通話等の終了までとし、当社が測定します。</u></p> <p>(3) 前号について、通話が月をまたぐ場合は終了月の通話とします。</p>
<p>第13条（接続情報）</p> <p>当社は、契約者が<u>契約者CP及び契約者CPに接続される電話回線</u>を利用するにあたって必要となる、アカウントID、パスワードその他の情報（以下「接続情報等」といいます。）を契約者に対し提供し、契約者はカスタマーコ</p>	<p>第13条（接続情報）</p> <p>当社は、契約者が<u>三通テレコム回線</u>を利用するにあたって必要となる、アカウントID、パスワードその他の情報（以下「接続情報等」といいます。）を契約者に対し提供し、契約者はカスタマーコントロール画面においてこれ</p>

<p>ントロール画面においてこれを確認することができるものとします。</p> <p>2 略</p>	<p>を確認することができるものとします。</p> <p>2 略</p>
<p>新設</p>	<p><u>第 16 条(定期確認)</u></p> <p><u>契約者が、回線 B を利用する場合において、当社は定期的に契約者の所在地（利用場所）の確認を行うことがあるものとし、その際に本文第 9 条第 3 項の付与条件を満たしていることの確認ができなかった場合は付与条件を満たさなくなったものとみなし、当該条項の規定に基づき本サービスの契約の一部又は全てを解除します。</u></p>
<p>新設</p>	<p><u>第 17 条(回線設置事業者への情報提供)</u></p> <p><u>契約者が、回線 B を利用する場合において、当社は回線設置事業者の求めに応じて契約者の情報（商号若しくは名称など）を及び利用電話番号を回線設置事業者を提供するものとし、契約者はこれを了承するものとします。</u></p>
<p><u>別記</u></p> <p><u>1 着信課金番号利用時の通話等の時間の測定</u></p> <p><u>当社が契約者に付与した着信課金番号に対し発信された通話の時間は、本別紙第 9 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、着信課金電話番号に対し発信された通信に、契約者 CP が応答した時点から開始し通話等の終了までとし、当社が測定します。</u></p> <p><u>2 番号ポータビリティ</u></p> <p><u>着信課金番号は他社からの番号ポータビリティによる転入の対象となります。他社への番号ポータビリティによる転出は、他社より番号ポータビリティで転入された番号のみが対象となります。</u></p>	<p><u>削除</u></p>
<p>2019 年 9 月 1 日制定</p> <p>2022 年 11 月 29 日改定</p>	<p>2019 年 9 月 1 日制定</p> <p>2022 年 11 月 29 日改定</p> <p><u>2026 年 2 月 18 日改定</u></p>

## 別紙 4 (SNS 利用)

旧	新
<p><u>第 1 条 (本別紙の適用)</u></p> <p><u>契約者が、本文第 3 条第 1 項にいう、付加機能のうち SNS 機能 (以下「本機能」といいます。) を利用する場合、約款本文に加え、本別紙の条項が適用されるものとします。</u></p> <p><u>第 2 条 (本機能の利用条件)</u></p> <p><u>本機能は、当社が LINE 株式会社 (以下「LINE」といいます。) の LINE 公式アカウント (以下「連携サービス」といいます。) との連携により提供する機能であり、本機能の利用には、契約者が予め LINE と連携サービスにかかる利用契約を締結し、LINE の発行するアカウントを、LINE と契約者間で別途合意する条件に従い取得・保有している必要があります。</u></p> <p><u>2 契約者は、本機能を利用するにあたり、本約款のほか、連携サービスに関する利用規約、約款、ポリシーを順守するものとします。</u></p> <p><u>3 契約者が本機能を用いて行った連携サービス上での一切の行為 (文書・画像・動画の投稿 (以下「投稿等」といいます) については、契約者が連携サービスの管理者として一切の責任 (投稿等が第三者の権利を侵害しないことを含みますが、これに限りません) を負い、契約者の連携サービス上での行為について第三者からクレームがあった場合は、契約者が自らの費用と責任において当該クレームを処理するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。</u></p> <p><u>4 契約者は、契約者は必要に応じてカスタマーコントロール画面上の指示に従い本機能に関連する情報を登録し、設定を行うものとします。</u></p> <p><u>第 3 条 (本機能の利用契約の解除)</u></p> <p><u>契約者は、本機能の利用契約を解除しようとするときは、本文第 8 条に定めによるものとします。なお本機能を解約した後も契約者と LINE との間の契</u></p>	<p><u>削除</u></p>

約については継続されるため、解約を希望する場合は別途 LINE にお問い合わせ  
してください。

#### 第4条（本機能の利用料金）

契約者は当社に対し、当社が別途定める本機能の利用料金を約款本文第17  
条に定める支払方法に従って支払うものとします。なお、本機能の利用料金  
に配信に係る費用は含まれないものとします。

#### 第5条（免責）

当社は、連携サービスの変更、提供中止、停止、故障又は終了によって契  
約者に損害が生じたとしても、これについて一切の責任を負わないものと  
します。

2020年10月12日制定